

次のうち、教職員に過失があるとして、訴訟になる可能性
があるケースはどれだと思いますか？



- ① 部活動中に生徒がケガをした際、指導方法に問題があるとして損害賠償請求された。
- ② 校外での活動中に児童がケガをした際、管理に問題があったとして損害賠償請求された。
- ③ 個人情報情報を誤って開示してしまいプライバシーの侵害として訴えられた。

答え：全てです！

このほかにも、理科の実験中の爆発で生徒が傷害を負ってしまった等、通常の業務に起因することで、損害賠償請求がおこる可能性があります。



過去の裁判例(1/2)

| 事件の概要 | 提訴内容 |
|---|--|
| 国立高校の生徒が課外授業の柔道で、教官に投げられた後、意識不明。植物人間に。 | 柔道の教官を相手どって、責任を問う。 |
| 市立中学校の体育授業の水泳で、教師の指示通り、助走をつけてプール(水深約1メートル)に飛び込んだ際、バランスを失って水面にほぼ直角に頭から突っ込んだ生徒が頭を強打して、全身まひになった。 | 被害者が、約1億7700万円の損害賠償を求め、市を提訴。 |
| 市立小学校で、そばアレルギー症の生徒が、給食のそばを食べて、帰宅途中にゼンソク発作のために窒息死。 | 両親は、給食のそばを食べて気分が悪くなったのに、学校が適切な処置を取らなかったため死亡したとして、市を相手どって、約3950万円の損害賠償を求めて訴訟。 |

過去の裁判例(2/2)

| 事件の概要 | 提訴内容 |
|--|--|
| 小学校の遠足で、がけの横穴で遊んでいた女子生徒2人が生き埋めになって死亡。 | 引率教師を告訴。 |
| 小学校の昼休みに、教室で竹とんぼで遊んでいた数人の男子生徒の内1人が飛ばした竹とんぼが、近くにいた児童の右目に当たり、失明した。 | 被害児童の両親が、「当時、教室には先生がおり、指導の在り方に問題があった」として、市と補償について話し合いを続けた。 |
| 県立高校柔道部の夏合宿で、生徒が熱中症で倒れ、翌日死亡。当日の気温は37.3度で、道場内は更に気温が高く蒸し暑かったが、水分補給はなく、顧問は水分摂取を控えるよう指導していた。 | 両親が県を相手に、総額7100万円の損害賠償を求めて提訴。 |

(武田さち子氏 日本の子どもたち <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/index.html>)

訴訟件数

平成14年～令和元年の間に、

1074名

の教職員が学校事故等に係る
損害賠償請求を受け、被告と
なっています。

(文部科学省「教職員に係る係争中の訴訟事件等の係属状況等の調査」)

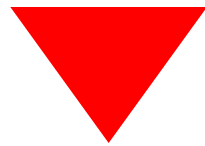
そこで御提案

訴訟費用保険

(地方公務員賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険)

全日本教職員連盟団体総合共済会

教職員の業務上の行為に起因する訴訟が提起された場合の補償が必要。



全日教連訴訟費用保険

訴訟費用保険の概要

■業務遂行に起因して提起された「住民訴訟」・「民事訴訟」により、教職員個人が負担する争訟費用(弁護士費用・訴訟費用等)について補償します。

例えば、法律相談でも1時間1万円程度になります。

例えば、手続きを進めるために事件に着手するときに、30万円程度かかります。

■上記の訴訟で万一敗訴した場合に、教職員個人が負担する損害賠償金についても補償します。

特長

- ① 業務に起因する訴訟リスクを補償
- ② 業務に使用する個人情報[※]を誤って漏洩し、訴訟を提起された場合にも対応
- ③ 退職後も安心

※ 退職後5年以内に在職中の行為に起因する訴訟が提起された場合、退職時の保険契約で補償します。

特長

④ 団体割引・損害率による**割増引**

※ 保険料は増減することがあります。

⑤ **再任用**でも保険が**継続**

※加入継続の申し込みをすることで、全日教連共済賛助会員として加入継続ができます。

(保険を継続するには、保険料を支払う必要があります)

保険金のお支払いについて

下記の行為が実際には行われなかった場合には、保険金のお支払対象となります。

暴行または体罰に起因する民事訴訟

**性別・年齢等による差別的取扱い、
セクシュアルハラスメントに起因する
民事訴訟**

補償内容

| 補償額 | | 月払掛金 |
|----------|-----------|-----------|
| 争訟費用保険金額 | 損害賠償金保険金額 | 400円 ※ |
| 500万円 | 3,000万円 | |

※上記以外の補償として、傷害による死亡保険金：50万円、後遺障害保険金（程度により）：2万円～50万円があります。

※掛金は年齢、性別、職種にかかわらず一律です（制度運営費20円を含む）。

※掛金はパンフレットで必ず御確認ください。

加入できる被保険者の範囲と補償対象期間

加入できる被保険者の範囲

全日本教職員連盟団体総合共済会の会員

保険期間

1年間(以降1年ごとに更改します)

補償対象期間

有効日(平成22年2月1日)以降に行われた行為に起因して、保険期間中に住民訴訟または民事訴訟が提起された場合の損害が、争訟費用保険金・損害賠償金保険金支払いの対象となります。

1回目締切日（予定）

令和8年

6月26日（金）

（加入日：令和8年10月1日）

訴訟費用保険の詳細についてはパンフレットを御覧ください。

2回目締切日（予定）

令和8年

12月18日（金）

（加入日：令和9年4月1日）

訴訟費用保険の詳細についてはパンフレットを御覧ください。